|  |
| --- |
| 山口市　健康福祉部　高齢福祉課 |

**ボランティアの皆様へ**

**山口市すこやかボランティア**

**～始めるにあたって～**

「すこやかボランティア」を始めるにあたって

１　制度の概要

介護保険施設（事業所）や地域等において、介護や支援を必要とする高齢者へのボランティア活動を行い、その実績をポイントとして評価、付与し、ポイントを交付金や地域の特色を生かした物品等に転換して交付する制度です。

市内の１８歳以上の方

（高校生および要介護

１～5の方は除く。）

介護施設(事業所)

いきいき百歳体操実施場所

認知症カフェ　　　等



**ボランティア活動**



スタンプ押印

登録の申請

**ボランティア登録**

**交付金等の申請**

登録



**交付金等の交付**

市役所

２　制度の対象者

**山口市に住所を有する１８歳以上の方が対象です。**

**（ただし、高校生および要介護１～５の認定を受けた方は対象外です。）**

３　制度の目的

市内の高齢者をはじめとする住民が、介護保険施設や地域等でボランティア活動に取り組むことについて、積極的に奨励、支援するとともに、高齢者においては、ボランティア活動を通じて自身の介護予防や生きがいづくりを図り、もって高齢者が自分らしく元気に暮らし続けられる地域づくりに資することを目的としています。

４　制度の内容

（１）　対象となる活動の範囲

　ア　受入機関等　　別表のとおり

　イ　主なボランティア活動の例

①　散歩、外出、施設内移動の補助

②　話し相手、傾聴

③　レクリエーション活動の補助

④　行事活動の実施及び手伝い

⑤　配膳、下膳、お茶だし等の食事介助の補助

⑥　清掃、草刈りの補助

⑦　洗濯物の整理

⑧　いきいき百歳体操の運営補助(いきいき百歳体操サポーター養成講座

修了者限定）

⑨　認知症カフェの運営補助（オレンジサポーター養成講座修了者限定）

⑩　その他市長が必要と認める活動

（２）　登録等

　　　　すこやかボランティアの活動を行おうとする方は、登録申請書にて登録いただき、登録後に市から活動実績を記録するための手帳を交付します。

（３）　ボランティア活動の確認方法

受入機関等においてボランティア活動を行った場合、受入機関等の側でその

活動を確認し、手帳にスタンプを押します。（活動時間３０分で１回押印）

なお、ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2カ所

以上で行った場合でも、1日に4回の押印を限度とします。

（４）　ポイントについて

スタンプ１回を１ポイントとします。

スタンプは、５０回（５０ポイント）を上限とします。

介護保険料の未納がある場合や対象者が亡くなられた場合は、ポイントの

交換はできません。

（５）　ポイントの転換

　　　　ポイントの転換は１０ポイントごとにできます。転換は、下記のどちらかを選択して、活用申出書と手帳を市に提出します。（年度に１回の転換が限度）

1. 転換交付金　②　地域の特色を生かした物品との引換券

（６）　ポイントの有効期限

　　　　すこやかボランティアがボランティア活動を行った日から起算して２年を経過する日の属する年度の末日までとします。なお、スタンプ及びポイントは、第三者に譲渡し、贈与し、又は相続することはできません。

（７）　保険について

　　　　登録されたボランティアの方は「福祉サービス総合補償」に加入します。

　　　　加入に係る費用は、市が負担します。

なお、「福祉サービス総合補償」の対象については、すこやかボランティアでの活動に限られることから、他のボランティア活動には適用できません。

　加入にあたっては、山口市社会福祉協議会のボランティアにも登録となりま

すので、御了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受入機関等 | １　本市に所在する次の施設（事業所）  （１）　　訪問介護  （２）　　通所介護（デイサービス）  （３）　　介護予防通所介護  （４）　　認知症対応型通所介護  （５）　　通所リハビリテーション  （６）　　短期入所生活介護  （７）　　短期入所療養介護  （８）　　小規模多機能型居宅介護  （９）　　認知症対応型共同生活介護  （１０）　特定施設入居者生活介護  （１１）　介護老人福祉施設  （１２）　地域密着型介護老人福祉施設  （１３）　介護老人保健施設  （１４）　介護療養型医療施設 |
| ２　介護並びに支援を必要とする者の居宅 |
| ３　市が委託する地域支援事業（介護予防）実施場所  　　⇒現在は「いきいき百歳体操」の実施場所となっています。 |
| ４　認知症カフェ |
| ５　その他市長が必要と認める場所 |

別表（受入機関等）

５　留意点

　　すこやかボランティアは、誰でもできる活動です。ボランティアを「する人」も「される人」も安心できるよう、次の点について確認をしてください。

**（１）　できることからはじめましょう。**

　　　　ボランティアの中には、特別な知識や技術を必要としないものもあります。散歩の補助や話し相手など、自分ができると思うことからはじめましょう。

**（２）　事前に受入機関等の担当者へ連絡をしましょう。**

　　　　活動をはじめる前に、受入機関等との連絡は十分にとり、活動の日時、内容、自分の役割、注意点等は確認をしておきましょう。

**（３）　善意の押し付けにならないように気をつけましょう。**

　　　　自己判断で行動すると、ボランティアを受ける相手方や受入機関等に支障を来たす場合もあります。よく話し合いなどをしながら活動に取り組みましょう。

**（４）　安全に気をつけましょう**

　　　　自分やボランティアを受ける相手方がけが等をすることのないよう、十分注意して活動しましょう。また、受入機関等の物品を壊したりすることのないよう注意しましょう。

**（５）　ボランティア活動に係る経費について**

　　　　交通費や食費は自己負担となります。

**（６）　自分の健康状態を確認しましょう**

　　　　自分の健康状態がすぐれないときは活動をお休みしましょう。かぜ等をひいているときは、相手にうつすことがありますので、特に気をつけましょう。

**（７）　服装などに注意しましょう**

　　　　動きやすい服装や汚れてもよい服装が望ましいと思います。指輪や時計等の貴金属類は、紛失や受入機関等やその利用者とのトラブルにもなりかねないので注意しましょう。また、爪が長いときは相手方を傷つける場合もあります。併せて、香水等にも気をつけましょう。

**（８）　自ら声かけをしましょう**

　　　　受入機関等やその利用者への挨拶に心がけましょう。また、ボランティアを受ける相手方への声かけは、「ゆっくり」「はっきり」と「大きな声」で行うようにしましょう。

**（９）　相手の話を聴くことに心がけましょう**

　　　　話を聴くことは、相手を受け入れることにつながります。なお、話を聴く際は、相手の気持ちを汲み取れるよう心がけましょう。また、相手の話を引き出せるように待つことも大切です。

**（１０）　物品等の授受は控えましょう**

　　　　　ボランティアをする相手方やその御家族等に対し、物品や食べ物を差し上げたり受け取ったりすることはお控えください。

**（１１）　相手からの無理な要求は断りましょう**

　　　　　ボランティア活動の中で、その相手方から御自身にとって無理な要求である場合には、無理をせず断りましょう。

**（１２）　困ったことは受入機関等の職員に相談しましょう**

　　　　　すこやかボランティアの活動がうまくいかないとき、突発的な事態が発生したとき、あるいは困りごとがあるときなどは、受入機関等の職員に相談するようにしましょう。

**（１３）　ボランティア活動はルールを守りましょう。**

　　　　　ボランティア活動の時間に遅れたり、終了時間が延びたりすると、相手に迷惑をかけたり、後のスケジュールに支障を来たすこともあります。

６　守秘義務

　　ボランティア活動を通じて知り得た個人情報（住所や氏名、心身のことや家族の

こと）を第三者に話したりしてはいけません。ボランティア活動をされる御自身の

家族にも同様です。また、不用意に相手の話をすることによって、知らないうちに相手を傷つけてしまうこともあります。

○お問い合わせ先

山口市高齢福祉課（℡ 083-934-2793）

○登録・ポイント転換窓口

高齢福祉課（福祉総合相談窓口（２０番窓口））

　　各総合支所　総合サービス課